

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 8 日

水 曜 日

第 4176 号

目 次

告 示

- 定款変更及び新規土地改良事業施行の認可 1
- 県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始 4

公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 5

公 告

- 土地改良区の役員の退任

監査委員公告

- 監査の結果の公表 7

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第107号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

井田川水系土地改良区から申請のあった定款変更及び千里地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第 48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成29年 2 月 27 日認可した。

平成29年 3 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第108号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営高波西部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営高波西部地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 3 月10日から

平成29年 4 月10日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号) 第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年3月8日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
真生会訪問看護ステーションこころ	射水市下若89番地10	精神通院医療		平成29年3月1日

富山県告示第110号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月8日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前 後 別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 金山谷田方町線	魚津市金山谷2983番地先から	変更前		最大 10.2 最小 9.3	5.5	新川土木センター
	魚津市金山谷2983番地先まで	変更後		最大 11.9 最小 10.2	5.5	
県道 三箇吉島線	魚津市三ケ字頭無82番2から	変更前		最大 16.1 最小 4.8	298.5	新川土木センター
	魚津市三ケ字ゴツタ84番1まで	変更後		最大 16.1 最小 6.7	298.5	

県道 柿谷池田線	氷見市柿谷 680番から 氷見市柿谷 703番まで	変更前	最大 10.8 最小 8.8	62.3	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後	最大 13.7 最小 10.0		
国道 471号	小矢部市安楽寺字別当島 174番7から 小矢部市安楽寺字別当島 146番1まで	変更前	最大 20.6 最小 7.4	86.2	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後	最大 20.6 最小 10.7		

富山県告示第111号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月8日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 金山谷田方町 線	魚津市金山谷2983番地先から 魚津市金山谷2960番地先まで	平成29年3月8日	新川土木 センター
県道 三箇吉島線	魚津市三ヶ字頭無82番2から 魚津市三ヶ字ゴツタ84番1まで	平成29年3月8日	新川土木 センター
県道 柿谷池田線	氷見市柿谷 680番から 氷見市柿谷 703番まで	平成29年3月8日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

国道 471号	小矢部市安楽寺字別当島 174番7から 小矢部市安楽寺字別当島 146番1まで	平成29年3月8日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
------------	--	-----------	------------------------------

富山県公安委員会告示第30号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成29年3月8日から施行する。

平成29年3月8日

富山県公安委員会

委員長 扇 谷 一 郎

別表第1(3)一方通行

富山市の項第172、173号を次のように改める。

172	削 除				
173	削 除				

別表第4(1)普通自転車の歩道通行可

氷見市の項第13号を次のように改める。

13	市町村道	氷見市柳田3223 市立西條中学校前交差点か ら 同 窪2013-1先まで	両側	1,180	終日	
----	------	--	----	-------	----	--

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

上市川沿岸土地改良区の役員であった次の者が平成29年2月7日退任した旨届出

があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年 3 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 細 川 伊 一 中新川郡上市町天神町 34番地

土地改良区の役員の退任

常願寺川沿岸用土地改良区連合の役員であった次の者が平成28年11月26日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年 3 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 佐 伯 光 一 富山市大島三丁目 212番地 1

土地改良区の役員の退任

常願寺川沿岸用土地改良区連合の役員であった次の者が平成29年 1 月 15 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年 3 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理 事 大 石 徳 幸 富山市水橋開発 202番地

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年1月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月8日

富山県監査委員 宮 本 光 明
富山県監査委員 武 田 慎 一
富山県監査委員 中 山 喜 徳
富山県監査委員 上 田 信 雅

1 監査対象箇所**監 査 年 月 日**

知事政策局	広 域 消 防 防 災 セ ン タ ー	平成29年1月24日
厚生部	衛 生 研 究 所	平成29年1月30日
同	薬 事 研 究 所	平成29年1月30日
教育委員会	富 山 中 部 高 等 学 校	平成29年1月24日
同	富 山 北 部 高 等 学 校	平成29年1月31日
同	富 山 い ず み 高 等 学 校	平成29年1月31日
同	志 貴 野 高 等 学 校	平成29年1月30日
公安委員会	富 山 北 警 察 署	平成29年1月31日

2 監査対象年度

平成27年度及び平成28年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 歳入調定に遅延しているものがあつた。

